

平成 21 年 9 月 4 日

社会保険庁社会保険業務センター  
総務部企画調整課

(担当) きねぶち  
杵渕、鈴木

(電話直通) 03(5344)1109

報道関係者 各位

## 「ねんきん定期便」の同封物の一部同封漏れについて

### 1. 概要

社会保険庁では、本年 4 月から、現役加入者の皆様に「ねんきん定期便」を順次お送りしているところであるが、このうち、特に標準報酬月額を確認していただきたい方については、「注意を要する記録」を記載した注意喚起文書を同封している。

今般、7 月 3 日に送付した「ねんきん定期便」のうち、注意喚起文書を同封すべき方の一部について、同封されていないケースがあることが判明した。

※ 注意喚起文書は次のような「注意を要する記録」がある方に同封している。

- ・ 標準報酬月額の引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている
- ・ 標準報酬月額が遡及して 5 等級以上引き下げられている
- ・ 6 ヶ月以上遡及して記録（標準報酬月額）が訂正されている

### 2. 原因

「ねんきん定期便」の印刷用データを編集する作業の受託業者における処理誤り。

### 3. 影響

6, 762 名

### 4. 対応

対象の方に対して、注意喚起文書を送付し、あらためて標準報酬月額の確認をお願いする。なお、当該送付に係る経費は、受託業者が負担する。